

ではなぜ民間では、よいケアが提供されないと言えるのか。もちろん、そうとは言えません。介護事業に民間企業の参入を促すための方法は、ものすごく簡単。開沼さんの問いに対する答えは、たった一つです。介護がもうかる事業になればいいんです。介護がもうかる事業になれば、当然のごとく民間企業は参入してきます。介護がもうかる事業になっていないために、現状のようなサービス不足が起きているわけです。そうなればその次に、このような事業に、もうからなくてもかまわないと考えるような非営利の事業体とそれにふさわしい担い手しか最終的には残らなくなるのではないかという、開沼さんの懸念は、まったくそのとおりでしょう。

その問いの究極にあるのは、「ケア労働の値段はなぜ安いのか」という問いです。この「ケア労働の値段がなぜ安いのか」という問いについては、ここにいらっしゃる立岩真也さんと上野が、2009年2月号の『現代思想』の「ケアワーク」特集で対談をしておりますので、どうぞそちらもご参照ください。

ケア労働の値段がなぜ安いのかという問いは、くりかえし問題になってきました。現状のケア労働の値段を上げず、つまりケアに対する費用負担や労働条件を改善するという意思決定をしないで人手不足を解消するためには、労働条件の低さに合意してそこに参入してくれる労働者、つまり外国人労働者を入れるしかないということになってきています。この問いに答えるという課題が残っています。

それに対しては、先ほどから何人かのコメントーターの方からすでにご指摘をいただいておりますので、最後の総括討論でもう一度論じることができれば、と期待し

ております。以上です。

あと、各論文についてのコメントをいただいたのですが、全体としてこの本の構成がどうなっているのか、各章の間にまとまりがあるのかということについてのコメントやご批判はどなたからもいただいております。これについては、後の総括討論にゆだねたいと思います。コメントーターの方々のコメントによって明らかになったのは、むしろ各章の書き手の当事者主権などの概念に対する温度差や立場の違いが、それぞれに浮かび上がってきたことでしょう。別な言い方をすれば、このような概念が現在形成途上にあり、その過程でこういう提言が出ていることについて、最後の総括討論で論じることができればと思っております。

大沢 続いて6章「福祉事業における非営利・協同セクターの実践」について、池田さんからリプライをお願いします。

池田徹 足に障害があるので座ったままで失礼いたします。永野さんのコメントの中で最初に裏側の「4. 非営利・協同セクターの福祉経営」というところの最初に、「池田は、ワーコレの低廉な価格や有償・無償を問わないインフォーマルサービスの必要性を説いている」とおっしゃっているのですが、説いております。私は、この本の中ではほとんどワーコレについて触れておりませんし、それから他の文献でも、むしろこの低廉な価格でワーコレが運営されて事業をやっていることに対する批判的な考察はしておりますけれども、これを肯定するようなことはしていません。もしかしたら生活クラブ関係の他の方がこういう考え方で書いておられるものがたくさんありますから、それと誤解されたのではないかと思います。

私は実は、この総論を書いた1つの大きな目的が、最初の章で浅学にもかかわらずあえて非営利・協同セクターの定義づけにこだわったのですが、それはなぜかという、よく読んでいただけるとわかると思うんですが、この非営利・協同セクターの定義を広く規定したいという意図がありました。介護事業というものを特殊化して、それを担うのが非営利であるべきだというふうな言説が多くありますが、私はあまりそうは思っておりませんで、企業の参入も必要であったと思っています。ですから、nonprofitではなくて not-for-profit というふうに申しましたし、それから上場をしているかどうかということまで枠を広げて、企業の参入を認める、それを社会的企業という形で定義づけをしたのは、この担い手をできる限り広めたいと考えたからです。

永野さんがおっしゃっているワーコレに対する批判的な考察については、私はほぼここに書かれているとおりに同意をしております。このとおりだと思っています。もう一つ私がこの中で言いたかったのは、なおかつ社会的企業にまで広げたその担い手が担えるのは、介護ビジネスプラス介護関与事業です。一方、福祉の世界では、貧困者等に対する社会福祉事業も重要ですが、これは、契約関係が成り立たない分野であり、この社会福祉事業を担う主体というのは、やはり狭義の非営利・協同セクターということになるのではないかと考えて、その具体的な例として千葉県の中核センターの事例について少し触れました。

それからもう1つ申し上げたいのは、ワーコレについての、あるいは低廉な有償サービスについての考察の中で、そうはいいいながら現在の制度サービスのすき間を埋

めているのが、やはりこの有償の地域福祉サービスとか低廉なサービスと言われていた部門なのであって、この部門にワーコレなり他のNPOが自発的に低廉な価格でそのサービスを提供することは否定すべきことではないと思っています。それに「コミュニティ価格」というような理論化をして、その価格構成を正当なものとして位置づけることは誤りであり、それは永野さんがおっしゃっているような介護労働全体の水準を下げていく役割を果たしてしまうという危険性があるのではないかと考えております。

それからせっかくなので宣伝をしますが、私も、千葉県では、堂本知事のもと、大沢さんのおっしゃる地方政府のモデル的な改革が行われてきたと思っているのですが、その改革の中で千葉県が独自につくったのがその中核地域生活支援センターという、14カ所ある福祉総合相談窓口です。その中核センターの事業について、2月5日午後8時、NHK教育テレビの「福祉ネットワーク」で放送されますので、ぜひ見ていただきたいと思います。以上です。

上野 ありがとうございます。上野がここにありますのは、ポイントリリーフに入るためです。次の章、大沢真理さんによる論文は、私が司会を担当いたします。

それでは第7章、大沢さんからどうぞリプライをお願いします。

大沢 米澤さんには私の論文を大変深読みしていただきまして感謝いたします。3つの福祉政府のうち、中央政府と社会保障基金政府に関して当事者主権あるいは当事者運動がかかわる余地が明確に述べられていないというご指摘でしたが、全くそのとおりです。その理由は、この場合に

地方政府に割り当てられる任務は、個人個人で多様な、また同一の個人においても時間の経過によって多様になるニーズに対して、サービスないし現物という形でこたえていく。それに対して、中央政府と社会保障基金政府が扱うのはどちらもお金であり、お金だけです。中央政府の場合には大別して2つあって、1つは現行の生活保護に当たる現金給付で、最低限の生活を営むのに所得が足りないという場合に、税財源から直接に所得を保障していく制度です。社会保険との関係では、社会保険の拠出が不十分で給付が受けられない人、あるいは給付期間が切れたが低所得が続く人、あるいは何らかの特別なニーズがあって社会保険給付では最低生活を賄えない人などに対して、現行の生活保護制度を相当に改良した公的扶助を行うというのが1つ。もう1つは、住民にサービスや現物を給付すべき地方政府に、その財力がないという場合に、国全体としての財政の調整をしていくということを中央政府の役割として考えております。

それから社会保障基金政府の役割は、社会保険の現金給付を扱うことに限定して考えており、むしろあえてニーズを判定や査定しないというところに特徴があります。いろいろ事情はあろうが、ということを一程度外視して、保険の対象になっている「事故」が発生しているということ、この1点の認定だけで、あらかじめ決められた額や態様の現金給付を行うというものです。そこで、ここには地方政府が対応するような意味での当事者運動とのかかわり、あるいは当事者主権ということは影が薄くなってくるというのはそのとおりです。労働を通じた社会参加もニーズであり、そのニーズの充足は社会保障基金政府の

役割ではないのか、という米澤さんの論点も、大変に貴重です。

実際にも雇用保険制度が、失業給付だけでなく職業訓練と連携しています。しかし、雇用保険制度の枠内にとどめるとすると、諸外国に比べて短い給付の期間が過ぎたら、訓練も受けられなくなります。また学卒後に職が見つからなかった人、いままで自営業だった人や専業主婦だった人には、雇用保険料の拠出歴がないために、職業訓練の機会を提供できない、ということになります。やはり地方政府が、地場産業などの地域の特徴におうじて、労働を通じた社会参加のニーズに対応する必要があると思います。

同時に、米澤さんが非常に賢明にも指摘してくださいましたように、中央政府がナショナル・ミニマム、つまりこれ以下に下がってはならない生活の水準、その保障に必要な金銭費用の水準などを決める際に、この場合には納税者あるいは有権者という意味での当事者が、現在よりももっと参画していくことが必要です。現在でも、いちおう有権者の代表である国会議員が、行政や財政をコントロールすることになっていますが、ご承知のように大変心許ないです。

社会保障基金政府については、社会保険料の負担者、とりわけ被保険者が、拠出や給付の設計や水準、基金等の運営に、民主的に選ばれて参画する必要があります。「政府」というのはその意味です。現在は社会保障基金政府とは、国民経済計算のう えだけの名称で、実体は厚生労働省の特別会計にすぎません。役所の「隠れ蓑」ともいわれる審議会の関与はありますが、それ以外にはほとんど国会のコントロールも受けずに、厚労省の役人や外郭機関の独立

行政法人などが、拠出・給付の設定や積立金の運用を担当しています。サブプライム・ローンの破綻に始まった金融危機による世界同時株安のために、公的年金の積立金の運用では、2008年の秋の3カ月間だけで4兆円もの損失を出しましたが、だれ一人として責任を問われないという、全く無責任で民主的要素が皆無の運営になっています。それに対して被保険者も事業主も、保険料の負担者としてそれぞれの代表を選んで運営をコントロールしていくということを考えています。そうしたことでの当事者のかかわりが出てくると考えています。

さらに、そういう当事者のつかまえ方が、本書のほかの章と大沢の章とでは違うのではないかという論点を出していただきました。これは私だけがお答えすることでもなく、さきほど上野さんがおっしゃった本全体の構成や各章間のシナジーに関するご指摘ですので、後の総括のほうに回したらいいと思います。

もう1点、私の章がほかの章と多少違うところは、ニーズのとらえ方について明示的に「潜在能力」アプローチを使っている点です。潜在能力アプローチを使う意味は、ニーズが充足されているという指標に、当事者本人の満足を決定的なメルクマールとしない、ということです。そういう意味で、上野さんが庇護ニーズと呼ばれたようなものをどう捉えるかに関連し、実はここで議論すれば相当 controversial になってきます。この点は、私自身がこの共同研究の終盤になってようやく明確に意識するようになったので、残念ながら執筆者の皆さんとあまり意見交換をする機会がないまま本になりました。

上野 ありがとうございます。次の章が

広井良典さんの章ですが、今回は10章、計9人の著者のうち8人までがご参加いただけましたが、残念ながら広井さんだけが事情があつてご参加いただけませんでした。天谷さんには残念ですが、この章のリプライは省略します。

そういうことで次は9章以降をお願いいたします。

大沢 では第9章「楽観してよいはずだ」について、立岩さんのリプライをお願いします。

立岩真也 立岩です。いつも見かけると違ふと思われた方がいるかもしれません。(笑) 1年半ぶりにネクタイをして、それから昨日髪を切りました。それでこんなりをしています。さっき上野さんは、僕が僕だと気がつかなかったんですけれども。(笑) これは別にこの催しに敬意を表してというわけではなくて、私の親しかった友人が亡くなって今日告別式があつて、そんな悲しい理由からです。

いただいたコメントについて、私が基本的にどういう構えでというか立脚点でものを言っているのかということを的確に紹介してくださったということで、それ以上加えることはありません。僕が実際書かなかったことも含めて話していただいたかと思います。

それに加えて一部紹介していただいたところもありますけれども、僕は、徴収ということに関していえば強制的であり、なおかつ累進的である徴収が望ましく、そのことと、それを用いて各自が例えば自発性に基づきサービスを供給するということは何ら矛盾しないし、むしろ前者が後者を可能にするということは確かに述べています。

また同時に、徴収においては広く大き

い範囲において徴収されるのが望ましく、と同時に供給においては時によっては小さな、非営利も含めた、あるいは非営利が大きな役割を占める組織が提供するの
がよいということも述べています。こう
いったことはすべて、べつに新しくここ
で述べたことではなくて、私のものでも
他のものでもっと長く書いてあるものも
あります。

今回それを少し詳しくきちんと説明す
べきかなとも思ったんですけれども、す
こし違ったことにいくらか分量をとりま
した。この本は研究会を踏まえてできて
いるんですが、そこで現場はこうなっ
ているという報告が幾度もありました。例
えば、本人がすごく遠慮深くて、本当は
こういうことをしなければいけないはず
なのに、本人がもういいと言ってしま
うことがあるということです。これにつ
いてどう考えるのか。他方、本人の言う
とおりにしたら本人は幾らでも要求して
しまうのではないかという懸念も語られ
ることがあります。これが「当事者主権」
と整合するのか。私は整合すると思っ
ていますが。この辺の記述を若干ふやし
てありますので、そのところも見てい
ただければと思います。それだけです。

あとは、今回のものはそんなに長いも
のではなくて、例えばケア、介護に関す
る基本的なことは『弱くある自由へ』（青
土社、2000年）という本の全体の3分の
2ぐらい使って書いてあります。そう
いったものを見ていただければ、それで補
っていただけるかと思います。

あとは宣伝にして終わりにします。私
は今日、朝6時に京都を出てきたので
すが、いろいろな本を持ってきました。売
れないと京都に持って帰らないといけな

くて重たくて嫌なので、帰りに買って
ください。（笑）3分ぐらいでいきましたか
ね。できるだけ時間を残したいので以上
にします。ありがとうございました。

大沢 ご協力どうもありがとうございました。
最後に「当事者主権の福祉戦略」
について、中西さんからリプライいただき
ます。

中西正司 ご紹介いただきました中西
です。今日はニーズ中心の社会サービスを
中心に、学者の皆さんに、僕がつくりたい
福祉社会についてそれぞれバックアップ
していただくような論文を書いていただ
いたと思っています。運動家と学者とがコ
ラボレーションして本を出すというのは、
『当事者主権』からやらせていただいで
いるんですけれども、我々の意見というの
はやはり素人の意見だというふうに行
政などでは見やすいし、特に経済関係の
問題になると、我々は非常に疎くてそ
ういう知識が必要だという意味では、
今回の本はそれを
すべて満たすもので、有能な学者の皆
さんに入っていたのでこういう本を出
せたと思っています。

僕にコメントをいただいた熊坂さんは、
私が運動家で学者ではないのでほとんど
すべて甘めにコメントをいただいたんだ
と思います。

どうやってAARPのような大きな大
衆組織をつくって政策転換につなげるか
ということが、やはり日本の一番の課題
だと思います。ニーズ中心というのは、
その根底にある考え方で、家族のニーズ
とか介助者のニーズとは違い、24時間
呼吸器をつけているような重度障害者
が心地よくこの社会で生きていくため
のものです。そのためには十分な福祉
的財源がなければいけないし、それを
十分支えてくれる介助

者が十分な給料をとって自分の労働を再生産できなければいけない。介助者というのは家族を養えないような賃金でやるべきではないと思います。

我々がスタートしたときは本当にボランティア的な要素がありましたけれども、やはりこれはモデルであって、社会的に続けていくためにはきちんとした対価を正當に受け取ってやるべきです。経済学的に見ても福祉産業に投下するお金が有効なのか大企業に投下するお金が有効なのかというのはどちらも優劣つけがたいし、雇用が生み出せるのは福祉畑しかないという状況はあります。

一方で時代的に大きく動いてきているのは、国連で障害者の権利条約が一昨年でき、この中では合理的排除の欠如は差別であるということがうたわれました。自立生活の（ことをうたった）19条の中には特定の生活の場を強制されず、地域の中で介助などの支援を受けて暮らすことができるという条項が入っています。ですから、当然暮らせるべき人に政府が合理的な配慮としての介護サービスを提供しないのであれば、それは差別であるということで、法廷で闘える権利法になり得るわけです。介護というのは人権の問題であり、それを権利としてきちんと位置づけていき、財政的にもそれが当然義務的経費として制度が保障するものにならなければいけないだろう。それができるのは何かというと、やはり国民の投票であるわけです。

AARPは3700万の投票（権）を持っ

ていて、50歳以上のアメリカ人は〔医療保険の有利な契約を結ぶために自由意志で〕ほとんどAARPのカードを持っています。そういうことは中産階級までこの福祉の対象だというふうに位置づけているわけです。ですからやはり選別的な福祉の対象者のみが運動をやっても財政移転は達成されず、年金とか介護とか将来の生活の保障、住宅を含めてきちんと政府が行う制度は、ユーザーユニオンができれば達成できるでしょう。北欧諸国では老後になったらみんなが年金生活をやれるということは達成されているわけですが、日本ではそれができないわけがないという意味では、みんなの力を合わせてぜひやっていきたいと思います。